

姫路市総合教育会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する姫路市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第1条の4第1項に規定する事務を所掌する。

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、会議の決定により非公開とすることができる。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。ただし、前条ただし書の規定により非公開と決定された事項については、この限りではない。

(事務局)

第8条 会議の庶務は、政策局高等教育室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。